

平成18年第1回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成18年4月25日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(一般会計)
- 第4 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(老人保健特別会計)
- 第5 議案第32号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第33号 訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	7番	柴田	喜八	君
8番	小坂	正利	君	9番	上原	豊茂	君
10番	高橋	徳男	君	11番	佐藤	静基	君
12番	小林	一甫	君	13番	渡邊	易右工門	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

6番 大坪 勝 廣 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	深 見 定 雄 君
助 役	宮 川 伊 三 男 君
総 務 課 長	山 田 日 出 夫 君
企 画 財 政 課 長	佐 藤 正 好 君
町 民 課 長	山 川 栄 二 君
福 祉 保 健 課 長	佐 藤 純 一 君
福 祉 保 健 課 業 務 監	三 好 寿 一 郎 君
農 林 商 工 課 長	山 内 啓 伸 君
建 設 課 長	竹 村 治 実 君
水 道 課 長	竹 村 治 実 君
施 設 車 両 課 長	小 田 藤 夫 君
教 育 課 長	小 野 茂 君
管 理 課 長	平 塚 晴 康 君
社 会 教 育 課 長	佐 藤 明 美 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	石 森 修 君
社 会 教 育 課 業 務 監	上 野 敏 夫 君
監 査 委 員	四 十 物 義 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菅 野 宏 君
出 納 室 長	菊 池 一 春 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 良 次 君
議 会 事 務 局 係 長	今 田 和 則 君

開会の宣言

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから、平成18年第1回訓子府町議会臨時会を開催いたします。

議会運営委員長の報告

議長（柴田喜八君） 安藤議会運営委員長から、本日の議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長（安藤義昭君） おはようございます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会が開催されまして、平成18年第1回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

議件につきましては、町長提案が議案32号から35号までの4件でございます。行政報告等については、それぞれありません。会期は本日1日間ということになります。議事日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

以上のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

議長（柴田喜八君） ご苦労さまでした。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 本日の出欠を報告いたします。本日は、大坪議員から欠席の届出が出ております。それから橋本議員から午前11時まで休みの届出があります。従って、12名の出席であります。

なお、白崎教育委員会委員長、鳥山農業委員会会長、田古選挙管理委員会委員長から欠席の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案4件であります。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、10番、高橋徳男君、11番、佐藤静基君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

召集の挨拶

議長（柴田喜八君） ここで臨時会の招集にあたり、深見町長からご挨拶がありますので発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） 本日、平成18年第1回臨時町議会をご召集申し上げましたところ12名のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

本日は、条例の一部改正2件及び平成17年度補正予算に係る専決処分の承認2件について提案させていただいております。

町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い個人町民税所得割税率、たばこ税税率をはじめ、国民健康保険税介護納付金課税額や個人町民税非課税限度額などを改正しようとするものでございます。

また、訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例は、北海道公衆浴場料金の改定に伴い本センターの使用料を改定しようとするものでございます。

専決処分につきましては、平成17年度一般会計補正予算の町債の追加と老人保健特別会計への繰出金などに係るものでございますので、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、本臨時町議会召集のご挨拶とさせていただきます。

議案第34号、議案第35号

議長（柴田喜八君） この際、日程第3、議案第34号、日程第4、議案第35号は関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第34号から順次説明をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第34号について、説明を申し上げます。議案書の28ページをお開きください。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書30ページ以降の専決処分書のとおりであります。平成17年度訓子府町一般会計補正予算について、急施を要したため専決処分を行ったものでございます。

それでは専決処分書により、専決処分を行った平成17年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）の内容について説明いたしますので、議案書の30ページをご覧ください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出それぞれに645万3,000円を追加し、予算総額を42億1,461万3,000円としたものでございます。

なお、第2項にありますようにこの補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これにつきましてはご覧をいただくこととし、後ほど歳入歳出予算補正事項別明細書によりその内容を説明させていただきます。

次に、第2条の地方債の補正についてであります。議案書32ページの第2表、地方債補正をご覧いただきたいと思っております。

まず、上の表は限度額の変更であります。ここに載っております過疎債5件、辺地債1件の合わせて6件について、それぞれ充当率が95%から100%に引き上げられたことに伴い、限度額を総額で670万円増額したものでございます。

また、下の表は新たに追加した一般公共債の補正であり、道営訓子府西地区畑総事業をはじめ、上から4件については過疎債の充当残額に対し、財源対策債調整分として追加充当が認められたものであり、一番下の道営訓子府北地区農道環境整備事業については、辺地債の充当残額に対し、一般公共債の財源対策債調整分として追加充当が認められたことにより、新たに総額で310万円を追加したものでございます。これにより今回専決処分を行った地方債補正については、合わせて11件、980万円の増額ということになってございます。

続きまして、事項別明細書により予算補正の内容を説明いたしますので、次のページ33ページをご覧いただきたいと思っております。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

以上、専決処分を行った一般会計補正予算の内容について、説明をさせていただきます。議案第34号について、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） それでは議案書の36ページをお開き願います。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

この専決処分の内容につきましては、議案書38ページ以降の専決処分書のとおりでありますけれども、平成17年度訓子府町老人保健特別会計補正予算について、急施を要したため専決処分を行ったものであります。

それでは専決処分書により、専決処分を行った平成17年度訓子府町老人保健特別会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明をしたいと思います。議案書の38ページをお開きください。

まず、第1条では歳入予算の補正についてでありますけれども、歳入のみの予算のため、予算総額の増減はありません。

次のページの39ページにつきましては、ご覧をいただくことといたしまして説明を省略させていただきます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、専決処分を行った老人保健特別会計予算の内容について、ご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第34号、議案第35号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

最初に、議案第34号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

田中與士信君。

1番(田中與士信君) 両方にちょっとまたがると思うのですが、老人保健特別会計の繰出金の関わりで聞きたいのですが、今回の専決処分のポイントは交付金が月がずれると言いますかね。それで、その分を特別会計の繰出金として補填をした予算の専決処分なのですが、出納の閉鎖期間が5月なので通常からいけば間に合うようにやってもらうべきだと思うし、国もその法律知っているわけなので、通常はこんなことあったらダメなことなのだと思うのですよね。それで聞きたいのは、いつ補填になるのかと、全体的にこういう仕組みはその事情から考えて、起こっても仕方ない部分かもしれませんが、どうなのでしょう。なるべく早い時期に改善するとかっていう形での町村会とか、それから知事会とか、そういうところでそういう働きかけをしたことないのでしょうか。

議長(柴田喜八君) 町民課長。

町民課長(山川栄二君) 今回の専決処分につきましては、通常の年度でございましたら、ある程度国の精算額を見込んで当初から予算計上しているのですが、今回たまたま2月の決算状況を見まして、予定よりも差異が生じたということで、この度専決をさせていただいたわけでありまして、この額の確定時期については2月診療分ですので、最終的には4月にレセプト等が来まして、そのあと確定するということになりますので、国からの補助金については5月中には到底間に合わないということで、このような形に専決処分をさせていただいたものでございます。

先ほど申し上げましたけども、通常では当初予算でそれらも見込んで計上しておりますけども、本年度については若干不足を生じたということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長(柴田喜八君) ほかにございませんか。

質疑がないようですので、議案第34号の質疑を終了いたします。

次に、議案第35号の質疑を許します。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第35号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑は終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

議長（柴田喜八君） 討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第34号、議案第35号の採決をいたします。討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第34号、議案第35号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号は原案のとおり承認されました。

議案第32号

議長（柴田喜八君） 日程第5、議案第32号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案1ページです。

町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第32号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下、別紙となっておりますけれども、改正案を2ページ以降に記載をしておりますが、大変長文かつ非常に複雑なため、22ページ以降の町税条例の一部を改正する条例の概要がありますけれども、これにより主な改正点について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、22ページの項目1、第24条第2項関係でございますけれども、個人町民税均等割の非課税限度額の引き下げについてでありますけれども、非課税限度額の見直しで、均等割につきましては例年生活保護基準等の変更を勘案して見直しを実施をしておりますけれども、平成17年度については改正ありませんでしたけれども、平成18年度については加算額を18万円から17万円に1万円引き下げるものでございます。

次に、項目2、第34条の2関係ですけれども、個人町民税所得控除についてでありますけれども、これまで損害保険料控除があったのですが、これが廃止されまして、新たに地震保険料控除を創設するものであります。この地震保険料控除の規定は、限度額を2万5,000円とし支払った保険料の2分の1を控除するものであります。この控除につきましては、平成20年1月1日から適用されますけれども、平成18年度までに締結しました長期の損害保険にかかる保険料については、1万円の控除になるのですが、従来は損害保険料控除の適用を可能とするものであり、すでに契約をしているものについて最大限配慮されたものでございます。

次に、項目3、第34条の3関係です。個人町民税所得割の税率につきましては、ご承知のように現行で3段階、3%、8%、12%という税率構造になっておりますけれども、これは所得が高くなるにつれまして高い税率が適用されていく、いわゆる累進税率という

仕組みでしたけども、今後におきましては一律に所得に比例した税負担という形に改正されるものであります。これはこれまで以上に受益と負担の関係が明確になるとともに負担分任という個人町民税の性格にふさわしい改正となるものでございます。

また、このことにより税収が景気変動に左右される度合いが少なくなり、税収の安定性を備えた地方税体系の構造にもつながるものというふうに考えております。この一律6%につきましては、平成19年度から適用されるものでございます。

次に、項目4、第34条の6でございます。調整控除につきましては、新たに規定が設けられたものでありまして、これは所得税と個人町民税では、基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差があるため、同じ収入でも課税標準に差が生ずるものでありまして、その差を調整するため新たに控除を設け、負担増とならないよう所得割額を減額するものであります。内容は記載のとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。これも平成19年度からの適用となるものであります。

次に、項目5、第34条の8、配当割額又は株式譲渡所得の控除につきましては、同じ個人所得に対する町民税であり、総合所得における税率割合等をもとに設定されていることから、今般の課税における所得割の税率の改正に合わせまして、所得割から控除する率は100分の68を5分の3に改正するものでありまして、この規定につきましては平成20年度から適用するものであります。

次に、項目6、第53条の4に係る分離課税に係る所得割の税額につきましては、申告分離課税いわゆる土地の譲渡等に係る事業所得等の長期譲渡所得あるいは短期譲渡所得、それから株式等に係る譲渡所得等でございますけれども、これらに係る所得割につきましては、市町村民税の税率割合を現行3段階から一律6%にこれも税率を改正するものであり、この規定につきましても平成19年度以後の個人町民税から適用されるものでございます。

次に、項目7、第95条に係るたばこ税の税率につきましては、市町村たばこ税の税率を引き上げるものでありまして、現行1,000本につき2,743円となっておりますのを3,064円に税率を改正するものであります。この規定につきましては、平成18年7月1日以後の支払い分から適用されるものでございます。

次に、項目8及び9、10。この3つにつきましては、国民健康保険税介護納付金の課税額の引き上げ、所得割の引き上げ、それから均等割額の引き上げについての提案であります。

まず、項目8につきましては、介護納付金の賦課限度額が改正されましたことに伴いまして、現行8万円を9万円に1万円引き上げさせていただくものであります。

また、項目9及び項目10の所得割額100分の0.47を100分の0.7。均等割額につきましては、1人につき6,000円を7,000円に改正をさせていただくものであります。ご承知のとおり、この介護納付金につきましては、平成12年度からはじまった介護保険制度によりまして、国民健康保険加入者のうち40歳から64歳の介護保険第2号被保険者の方については、介護保険料を介護納付金という形で従来の医療給付費分と合わせて納めていただいているものでございます。本町の介護納付金につきましては、平成16年度の収支の実績で歳入のほうは500万円ほど実際に不足している状況であります。平成17年度につきましても、500万円を超える不足額が生ずる見込みとなって

おります。この不足分については、国保の療養給付費分で補っているというそういう現状がありますことから、介護納付金に相当する賦課総額の確保を求めるためには、このように改正をさせていただかなければならないというふうに考えておきまして、この度提案をさせていただいてものでございますのでご理解いただきたいと思っております。

次に、23ページの項目11、附則第5条第1項についてでありますけれども、個人町民税所得割の非課税限度額の引き下げにつきましては、所得に加算する額を現行35万円から32万円に3万円引き下げるものでございます。

次に、項目12、第7条の3に係る個人町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、これは新たに規定が設けられたものでありまして、これは税源移譲に伴う所要の措置を講ずるものでありまして、住宅借入金特別税額控除額と改正前の税率を適用した場合の所得税額のいずれか小さい金額から所得税額を控除した残額がある場合には、翌年度に当該控除した残額に相当する額を減額するというもので、これは対象者の申請に基づきまして、市町村長が税務署長に照会をして減額すべき金額を確認する方法によって実施するものであります。この措置によって生ずる平成20年度以降の個人町民税の減収額については、全額国費で補填されるというふうになってございます。

次に、項目13、附則第8条に係る肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、所得割の額を現行100分の1を100分の0.9に引き下げるものであります。

次に、項目14、附則第10条の2に係る住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置につきましては、これも新たに規定を設けるものでございまして、既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅に係る固定資産税について減額する措置を講ずるものでありまして、昭和57年1月1日以前から既存していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事。これは一戸当たり30万円以上というふうに決められているようでありますけれども、この工事を施した場合にその旨を市町村長に申告したものに限りまして、一定期間税額を2分の1に減額するというものであります。これは改修を実施しました年度により、それぞれ3年間、2年間、1年間というふうに分けて減額される規定であります。なお、町への申告は耐震改修後3ヵ月以内に申告したものに限りという規定でございまして。

次に、項目15、附則第12条に係る宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、土地に係る固定資産税の税負担の調整措置を講じているもので、現行規定では納税者にとって非常にわかりにくい方式となっているため、今回見直しをして商業地、それから住宅地に分けて下限それから上限を設定した上で、均衡化を一層促進する減税制度を継続するものでございます。

次に、項目16、附則第16条の2に係るたばこ税の特例につきましては、平成18年7月1日以前に売り渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸販売業者あるいは小売販売業者に対して、手持品課税を実施するもので当分の間ここに記載の税率を適用するものでございます。

次に、項目17、附則第16条の4に係る土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例から、次のページの項目24、附則第19条の7、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例までのこの税率改正につきましては、分離課税等に係る

税率割合等を道民税 4 %、それから市町村民税 6 %の税率改正に合わせて、それぞれこのような率で改正されるものでありますので、ご覧をいただくこととしまして説明は省略をさせていただきます。

次に、25ページの項目25、附則第19条の8の1に係る条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、新たに規定を設けるもので、これは我が国の居住者等が租税条約相手国との間で課税上の取り扱いが異なる事業体を通じて支払いを受ける配当などにつきまして、課税上の取り扱いを明確にするため規定が設けられたものであります。この規定につきましては、現時点においては条約締結国との間で課税上の取り扱いが異なる事例が発生をしている状況にありませんので、当面は適用見込みはないものでございます。

次に、項目26、附則第20条の1、20条の2に係る平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例につきましては、これも新たに規定を設けたもので、平成18年度から実施される公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者の負担増を緩和するために2年間に限り激変緩和措置を講ずることとしたもので、平成17年度に65歳以上で公的年金と控除のあったものの軽減判定について所得からこれまでの特別控除15万円を加えまして、次の額を控除するものであります。平成18年度については所得割の算定額から28万円を控除、平成19年度では22万円を控除というものでございます。

次に、項目27、附則第20条の3と20条の4に係る平成18年度から平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例につきましても新たな規定でございまして、平成18年度から実施される公的年金等控除の見直しに伴う2年間に限る激変緩和措置を講ずるもので、平成17年度分の個人町民税について、公的年金等控除の適用を受けた者は基礎控除33万円に加え、次の額を控除するものであります。平成18年度については、所得割の算定基礎から13万円を控除、平成19年度については7万円を控除するというものでございます。

次の項目28の25ページから26ページにつきましては、地方税法の改正に伴う対応条項、それから番号のずれの整理及び条項追加に伴う条文整理等でありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上が改正する条例の概要でありますけれども、そのほとんどが地方税法の改正に伴うものでございます。

続きまして、附則でありますけれども、議案書の16ページをお開き願います。

附則第1条は、この改正法の施行日についての規定でありますけれども、この条例は交付の日から施行し、平成18年4月1日から適用することとしております。ただし書きとして、次の各号に定めるものにつきましては、それぞれの各号に定める日としているものでございます。なお、各号に係る説明につきましては、先ほど説明しました条例の概要欄にカッコ書きで適用年月日を入れておりますので、後ほどご覧をいただくこととしまして説明を省略させていただきます。

付則第2条から第6条につきましては、改正規定に関する経過措置であります。主なものにつきましても、先ほど条例の概要の中で説明をさせていただきましたので説明を省略させていただきます。

以上、議案第32号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 22ページ、項目1の関係でありますけれども、非課税限度額の引き下げが行われると。この引き下げによる影響、例えば平成17年度については、平成17年度の数値をもとにしてどのように変わるのか、どのくらいの差異が出るのか、その辺をお示しをいただきたいと思います。

また、項目2の個人町民税所得控除の関係でありますけれども、損害保険料控除が廃止されて、地震保険料控除の創設ということであります。この損害保険料控除が例えば平成17年度でありますとの程度あったのか。それでもしわからなければ、平成16年度でもよろしいのですけれども、実際地震保険料控除の対象となる想定金額がどの程度と予測しているのか、わかればお示しをいただきたい。

また、項目3の個人町民税所得税の税率の所得割の税率の関係でありますけれども、税が安定すると、税収が安定するという答えですけれども、非常に部分的には所得者に負担のかかる税改正だと思いますけれども、大体旧来の計算による税収と新しい規定による税収がどのくらい開きがあるのか、その辺についての試算があればお示しをいただきたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 3点ほどのご質問をいただきました。

まず、1点目の個人町民税均等割の非課税限度額の引き下げですけれども、先ほども申しあげましたように、加算額で1万円という数字でございますので、正直申し上げまして積算はしておりません。1万円という額ですので、大きな金額にはならない。影響額はそれほど大きなものにはならないというふうに理解をしているところでございます。

それから次の損害保険料控除については、大変申し訳ございませんけれども、これまでの額については、今ここでお示しできる資料は手元にはございません。損害保険料はかなりの方がやっぱり控除を受けていると思いますけれども、数字はちょっとお示しできるものは持ってきておりません。

それから地震保険料の控除の見込額というふうにご指摘をいただきましたけれども、これもどの程度の方が地震保険料に入っているかというのは、これからのことでございますので、想定できる数字を持ち合わせておりませんので、何卒ご理解をいただきたいと思います。

それから次の個人町民税所得割の税率改正に伴うご質問でございますけれども、これは町民税は一律6%という税率に変わるわけでございますけれども、その分所得税のほうで現行が4段階の税率になっているものを6段階に改正しまして、いわゆる所得税と町民税合わせても、それほど個人の負担にならないようにという配慮をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。税収の金額につきましては、非常に平成19年度から適用でございますので、今算出するのは非常に難しいのですけれども、例えばですけれども単身の単身者で年収が500万円ぐらいあったものがございますとすれば、個人町民税では約9万7,500円の増、町民税が増えます。その分所得税のほうで減額の措置になりますの

で、所得税で9万7,500円減額となると、プラスマイナスゼロですから町民税だけが
増えるという、そういう税負担に改正されるものでございます。この改正によって、税が
増えることのないような配慮をされているということでご理解をいただければと思います。

それから例えば夫婦と子供2人の方で、年収が500万円の方につきましては、町民税
が約5万9,500円ほど負担が増えますけれども、所得税がその分5万9,500円減
額になるというような措置を講じられておりますので、ご理解をいただきたいと思
います。これらが実施されることによりまして、今想定するのは非常に難しいのです
けれども、税収の分では数千万円増になるだろうと。金額お示ししづらいのです
けれども、2,3,000万円の増にはなるのではないかなというふうに試算をして
いるところでございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 新しい条例の関係なので試算数値を持っていないということ
でありますけれども、押し並べてこの条例改正による町民の負担増ということには
ならないというふうに認識してよろしいのですか。それとも一定の負担が一部
の町民に対して起こるんだというふうに認識しておくべきですか。その辺につ
いて、お聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 確かにこの改正によりまして、若干負担増になる者
があれば、逆に負担減になる者も出てくると。税率を一律にすることによっ
て、高額所得者が若干負担が安くなるという傾向は間違いなく出てきます。
それから町民の負担の関係ですけれども、今年の改正だけでは見れない部分
ありますけれども、例えば去年の税制改正で定率減税の廃止ですとか、そ
ういうものも含まれておりますし、公的年金の負担も増えてくるという
ようなことがありますので、平成17、18年含めると個人の負担は増
になっているという実態は間違いのないと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

13番、渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 22ページの項目7、たばこ税の関係ですが、こ
こで改正されたのは、項目7では3,064円ですか。項目の16で、この特例とな
っているところで3,298円ですか。これはどういうふうに理解をすればいい
のか。

それとも一つは、旧3級というのは、この7月以前に製造されたものが
この税率であるということによろしいのか。ちょっとその辺お願いいた
します。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 今たばこ税についてのご質問をいただきました。

項目7のたばこ税の税率につきましては、これは本則の条文となります。本来
このように税率を適用するというものでございますけれども、項目16のたば
こ税の税率の特例につきましては、附則で特例を設けているということ
でございまして、当面は項目16のほうの税率が適用されるということ
で、ご理解をいただければというふうに思います。

それから旧3級品という言葉がございまして、これにつきましても専
売納付金制度化。昔は専売納付金制度化において、3級品とされて
いた紙巻きたばこのことを言いまして、私もちょっと銘柄等までは把握
できておりませんが、数字的には少ないものでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにどうぞ。

1 番、田中與士信君。

1 番（田中與士信君） 総体での影響額をちょっと知りたいのですが、先ほど 2,000 万円から 3,000 万円、町民税増えるのではないかなという説明だったのですが、それで項目別に今回 27 までありますよね。その中で後半のほうはかなり町民からすると対象にならない改正になるのでないかなというのはあるかもしれませんが、個別に見てどのぐらいの影響になるのか一つ教えていただきたい。

それからもう 1 点は、町民税が先ほどの説明によりますと 2,000 万円から 3,000 万円ぐらい増えるのではないかと。そうなりますと町民税の増減が、今まで相関関係で交付税の増減に必ずつながります。そういう点から考えますと、そういう影響がちょっとどんなふうに出てくるのかなと。そこら辺をどのように見ているのか伺いたい。

それから今回のこの条例改正見ますと、いわゆる今言われているその格差社会と言いますかね。そういうその状況を助長すると言いますか、そういうような形でのその改正が非常に目立つと言いますか、そんなように思うのですけれども、そういう点でどんなふうを考えているのか伺いたい。

それから、かなりの部分が直接町民との関係でいえば関わりないのがあるのかなというふうに先ほど申し上げましたけど、その分離課税になっていわゆる持てる者に対する減税と言いますか、相当ありますよね。これ国の税制改正ですから、地方が例えばそれでのこのこのということにならないかもしれませんが、結果として今回の条例改正は、町の住民にとってあまりいい改正でないのかなと、そういうふうに思うのですけどどうでしょうか。

それと先ほど上原議員の質疑の中にちょっとありましたけども、その町民税の課税に関わって所得税との所管関係についてちょっと触れられましたので聞きたいのですが、所得税は減るけれども町民税は増えると。実際に考えてみますと、これもちょっとまやかしてないかなと。所得税の税法が変わりまして、例えば控除なんかどんどん変わってきていますよね。老齢控除も例えばはなくなったとか、それから扶養控除が減額されたとか、それで結果的にはその所得税は数字の上では、今回の改正上は減ることになりますけども、実際は増税になるのではないかと。私はそう思うのですけども、そこら辺どうですか。その税制改正での所得税の変化によって、実際今答えられたような状況でなくて、結果としては住民の負担が増えて可処分所得が減っていくと。そういう仕組みになったというふうに言えるのではないかなと思うのですけども、そこら辺について伺いたい。

議長（柴田喜八君） ここで午前 11 時 10 分まで休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 11 時 10 分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

先ほどの田中議員の質問にご答弁をお願いいたします。

町民課長。

町民課長（山川栄二君） 先ほど何点かご質問をいただきました。

2点目の交付税の影響については、後ほど企画財政課長のほうからご答弁をいただくこととしまして、まず、1点目の個別に見ての影響額というお話がございましたけれども、非常に難しいのですけれども、今回の税制改革につきましては、定率減税をはじめとする政策減税等を根本的に見直すということと、さらには国民生活における安心・安全の確保、それから企業の国際交流競争力の強化や中小企業の経営の活性化、それから地方分権の推進等。これらも視点に踏まえた新しい時代に即応したあるべき税制の構築を目指した改正だというふうに国のほうでは言うております。具体的には、三位一体改革につきましては、補助金改革と合わせまして所得税から個人町民税の3兆円規模の本格的な税源移譲の実施、それから定率減税については廃止と、それから近年における地震災害の頻発等を踏まえた耐震改修税額控除制度の創設、あるいは地震保険料の控除の創設等が主なものであり、そのほかにたばこ税の税率の引き上げなどが改正の主な内容であります。今回のこの地方税の改正の中で、項目別に影響額を出すというのは非常に難しい部分がございますけれども、端的に言えば町民税の個人町民税の分がおおよそ、これ平成19年度から課税になりますけれども、先ほども申し上げましたように、2、3、000万円の影響が出てくるのではないかとというふうに思っているところでございます。

たばこ税につきましても、これは7月1日からの適用になりますので、本年度についてはそれほど多い額にはならないと思っておりますけれども、約100万円程度の増になるのかなと。これはあくまでも概算でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから国民健康保険税につきましても、先ほど説明いたしましたけれども、介護納付金に相当する額を今回計上させていただいておりますので、トータルしますと約520万円ぐらい介護納付金分で増えてくるということでございます。主なものは、その程度だというふうにご理解をいただきたいと思っております。この項目の中に出てこない部分があるのですけれども、昨年度の税制改正によりまして、定率減税の分が影響出てきます。今年については、町民税で約1、800万円程度の増ということになるかと思っております。

それから格差社会ですとか、いろいろ町民にとって良い改正ではないのではないかとというようなご質問ございましたけれども、非常にお答えしづらい部分もありますけれども、低所得者に対しましては若干やっぱり負担増になってくる改正であるというふうに認識をしておりますし、あと実際には町民にとって負担増になる改正であることは平成17年度の改正から見ても言えることではないかと思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 2点目にお尋ねをいただきました交付税の影響額についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現行の交付税のルールで申しますと、税収の75%が基準財政収入額に算入されますので、その残り25%が実質的な税収の増という部分になるかと思っております。例えば申しますと、町税が4、000万円増収になりますと実質的なもの3、000万円については、交付税のほうに算入されてしまいますので、そうしますと残り25%、1、000万円が町全体の収入増ということになるかと思っております。ただ、今国のほうで今回進められようとしておりますいわゆる税源移譲に関しまして、単純にこのままでは賦課総額が少ない小さな自治体がどうしても不利益を被るような状況にもなるかと思っておりますので、全国町村会等を通じて国のほうにこうした例えば小さな市町村に今まで交付税でみていたものが、

最終的に見られなくなるような事態になれば何らかの形で補填をするように要望を上げていくところでございます。これについては現時点で具体的なもの申し上げられませんが、いづれにしても税源移譲に伴って減収となる分については何らかの形で、補填するよう国のほうにまた引き続き要望をしてきたということでご理解をいただきたいと思いません。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1 番、田中與土信君。

1 番（田中與土信君） 今のお答えで、たぶん今回のこの条例改正の基本的な部分が町民に見えると言いますか、わかる形になるのでないかなと思うのですけれども、単にこれを見ますと町民税の徴収の仕組みが変わるということで、町民に認識をされるだけで終わってしまいますけれども、実際にはいろんな要素があって、トータルで負担が増えたり、あるいは減ったりするのだというようなことで、それらの仕組みが住民にわかるように、やっぱり担当するものはある程度町民にわかる説明ができるような形で、ぜひ住民と接してほしいなというように思います。それはたぶんあとからお話あると思いますけども、これは地方公務員の一つの課題と言いますかね。そういうものだというふうな認識をしていただければ、そういう答えがいただければ結構だと思います。

個別にちょっと聞きたいのですが、わからない部分で、この項目 2 の中に地震保険料の控除の創設がありますよね。今まで損害保険控除は建更の分と損保の分と 2 つに分かれていまして、そういう建更の中に地震保険が組み込まれているものがあったと。これからは、最近その地震に対する報道もずいぶん多くなりましたし、おそらくその活動期に入っているというようなことで、地震保険に入る人も増えるのでないかなと思うのですけれども、この条例の施行にあたって合併型ですよ。要するに、建更の中で地震の分とそれから建物共済の関係が合併になっている。あるいは、これからそれが一緒な形で保険をかけるというようなケースの場合、限度額で見て、それ以上両方とも対応するというケースの場合、両方とも控除の対象になるのかどうか伺いたい。

それから、項目 8、9、10 に関わってちょっと聞きますけども、介護納付金が今回 1 万円ほど引き上げになって、これでなんとかその介護保険の財政運営ができるのではないかなというような説明がありました。制度があって、介護を必要とする人が介護を受けられないというようなことがあったら困りますので、そういう点で言いますと、今の保険制度の中ではそれぞれの負担義務者と国が一定の負担をして、この保険制度を守っていくよりしょうがないと思うのですよね。守っていくよりしょうがないわけですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、その年金の額は上がらないのに税の仕組みが変わって、実質負担が増えるというようなケースもたぶん今年はずいぶんあるのでないかなと。そういう人らも含めて、特に 1 号被保険者のケースの場合は、介護保険料がずいぶん上がったというふうに感じている人がなんかいるような気がするのですよね。ちょっと参考までに聞きたいのですが、そういう形で苦情を受けたケースありませんか。私、何件か聞いているのですが、担当のほうに「何でこんなに上がったんだ」とかっていうことで来ているケースなんかありませんか。そこら辺、参考に伺いたい。

それから項目 12 の関係でちょっと聞きたいのですが、この制度の改正は税源移譲との関係で制度化されたというようなことなのだと思いますけども、このケースの場合平成 11 年

から平成18年まで入居した者ということで、実態はある程度把握できるのかなと思うのですが、その点で言いますと、件数でどの程度あって国費補填を受けて税源移譲になるわけですが、実際に事務量がどの程度その変わるのか。そこら辺、わかりましたら参考までお伺いをしたい。

以上です。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま国民健康保険税の中の介護納付金に関連してお尋ねございました。介護保険の保険料が上がったということで、住民がどうとらえているかということだというふうに思いますけれども、今回の介護保険料、基準保険料で月額3,400円を平成18年度から3,500円に100円引き上げさせていただくということで、間違いなく負担は上がってまいります。保険料に関して申し上げれば、まだ今とりあえず暫定的に通知書を送らせていただいた部分では、何件かご相談はいただいております。ただ、実際の保険料の部分でというよりも、どちらかといえば昨年10月に改正されました施設入所等につきましては、担当に聞きますとそれなりの相談は何件かあるというふうには聞いておりますので、そういう部分ではそれなりに負担が増えてきているのかなというふうな認識は持っております。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 最初のほうでご質問のありました2番目の保険料の関係でございますけれども、ちょっと建更のお話がありましたけれども、今回のこの改正については先ほどもご説明しましたが、長期損害保険に係る保険料1万円控除の分はこれまでどおり控除の適用になると。そのほかに地震保険料の分が限度額2万円で控除の対象になるというものでございますので、それぞれの控除は適用になるものというふうに思っております。

1番（田中與土信君） 要するに合併型のも両方とも対象になるのですか。

町民課長（山川栄二君） そういうことでございます。

それから12番目の個人町民の住宅借入金等特別税額控除。これにつきましては、住宅借入金の控除を受けている者の数というのは、ある程度調査して調べてみればわかると思いますが、確かにその分に係る事務量は今後増えてくるものというふうに思いますけれども、それに伴っての減額になる分については、国費で補填をされるものというふうに聞いておりますのでご理解を願いたいと思います。

それから、最初のほうで町民にわかりやすいような方法をなるべくとってほしいということでございますけれども、非常にこの税の改正が非常に複雑になってきていますので、昨年度につきましても広報で税の改正の周知をさせていただいたところでございます。本年の改正部分についても、何らかの形で周知をしてできるだけ住民の方にご理解をいただけるような方向で対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

それでは、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番、田中與土信君。

1 番（田中與土信君） 具体的なこと申し上げませんが、状況から言いますと町の財政上が大変になっている中で、増税をお願いしなければならないという状況は、その考え方がある面では一致する部分なのですけれども、今回の条例改正で押し並べて同じように、その負担がその人の能力に応じて、負担の割合がある程度決まってくると言いますか、そういうものなのかどうかという点から言いますと、どうもそうではないのではないかとというのが私の受けた印象でございます。そういうことを考えますと、今の状況下でもなかなか納得をいただけるものとならないのではないかなと。そういう点を考慮いたしまして、反対討論としたいと思います。

議長（柴田喜八君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1 4 番、橋本憲治君。

1 4 番（橋本憲治君） 今回の町税条例の一部改正につきましては、国の政策上の観点から見て、合わせて地方財政が改正をするということによって、地方条例も改正していかなければならないというような、そういう面では大変厳しい財政の中で、町も税制を改正していかなければならないと。厳しい選択の一つだとは思いますが、今の厳しい予算の中から見ても、地方もそれにならっていかなざるを得ないのかなというような気がしておりますけれども、そういうことも合わせまして、これからも低所得者については何らかの形で国の手厚い保護も含めてお願いするような運動も私たちも合わせていかなければならないなどは認識しておりますけれども、今回につきましては地方条例の改正に伴う町の財政上、納得せざるを得ないのかなと認識しておりますので、賛成討論に代えさせていただきます。

議長（柴田喜八君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 3 2 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（柴田喜八君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 3 3 号

議長（柴田喜八君） 日程第 6、議案第 3 3 号 訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。27 ページです。

農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書の 27 ページをお開きください。

議案第 3 3 号 訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、北海道公衆浴場料金が4月15日より大人料金につきまして、「380円」から「390円」に改正されたことに伴い温泉保養センター使用料につきまして、それに合わせて改正するものでございます。

記以下でございますが、別表中「280円」を「290円」に改めることとしておりますが、使用料につきましては入湯税が含まれておりませんので、実際に利用者が支払う金額につきましては入湯税100円を加えた額になりまして、大人料金を「380円」から「390円」へと改正するものでございます。

なお、附則にありますとおり、今回の料金改正は5月から実施させていただくものであります。

以上、訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 以前にも報道にありましたように、確か私の食い違いでなければ燃料の高騰でというふうに伺ったのですが、今説明ではおそらくそういうことだと認識していいのかというのが1点と、ここではっきり北海道公衆浴場料金の規定によるということですので、前回もそうでした。そのことは前回も話していきまして、答弁いただきましたけれども、今後もあくまでもこれを基準にしてやられるのか、基準にして道に合わせていく考えを変えないのか。

それともし燃料の高騰により維持管理費の一部と言いますか、全額どの程度のあれになるかこれはわかりけれども、この増額によっていわゆる運営費にどれぐらいの効果と言いますか、かみ砕いていえば例えば燃料料金のうちの負担増にはならないで済むというような解釈でやられるのか。この辺のことをもう少し詳しく説明を求めたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 今回の料金改定につきましては、あくまでも北海道の公衆浴場料金の値上げに伴うということで、その理由が燃料の高騰ということは事実でございますので、間接的にそういうことになると思います。

それで基準につきましては、これからも基準としてこの北海道公衆浴場料金に基づいて決めていきたいというふうに認識しております。

それと燃料費の高騰をこの値上げでまかなえるのかという、たぶん質問だというふうに認識していますけれども、これにつきましてはちょっと不確定要素も多いですけども、この一連の値上げによりますとおそらくうちの温泉では年間100万円程度増えています。それで今回の10円値上げしたことによって、もし利用者が変わらないとしたらおそらく28万円程度の収益が増えるということになりますので、この今回の10円の値上げだけで燃料費がまかなえるかということになると、その3割程度なのかなというふうに認識しております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 概ね理解できましたけれども、もう一つ、もう1回確認してお

きたいのですが、あくまでも訓子府の温泉の運営の費用の負担につきましては、料金につきましては、今後とも道の料金に合わせていくということに変わりないということなのか。

それとおそらく近年の収支を見ても、勘違いでなければ340、50万円のマイナスになっておりますけれども、これについても将来もし何らかの事情で入場者に変化があつて、さらにマイナスになるような赤字が増えるような状況にあつても、この料金現状では変えるという考えがないのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 平成17年度の実績ベースでいきますと、確かに黒字になりませんが、最終的に178万円程度赤字になって、このうちおそらく100万円程度その灯油の影響だろうというふうに認識しています。もう一步のところだという、あと1日7名程度というふうに思っています。その現状の中で、平成17年3月に温泉審議会でお話させていただきましたけれども、今後とも北海道公衆浴場の料金に合わせた形で改正させていただくということをご理解いただいていますので、今後ともそのような方向で進めたいと思います。そして、もし入場者が激減して、その赤字が大幅に増えるということになった場合は、そのときまたその状態で考えるということになるかと思ひます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（柴田喜八君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

以上、平成18年第1回臨時町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員